

イヌナキンのイラスト【無償】使用の手続きについて

本書は、泉佐野市公式キャラクター「一生犬鳴イヌナキン」「ゆるナキン」のイラストを無償で使用する
場合の手続きの流れについてご案内するものです。

1. 提出書類

イラストの無償使用を希望される場合は、以下の書類をご提出ください。

- ①「イヌナキン」デザイン等無償使用申請書（別添様式第1号）
- ②イラスト等利用状況が分かる書類
※製作物の企画書・完成イメージが分かるデザイン案、サンプル等
- ③会社概要または事業の内容が分かる書類
※会社案内、パンフレット、事業説明資料等

2. 申請方法

申請書類は、以下のいずれかの方法でご提出ください。

- ・郵便
- ・持参
- ・メール

3. 手続きの流れ

【STEP 1】申請（利用者）

利用許諾申請に必要な書類をすべてご用意のうえ、泉佐野市まちの活性課へご提出ください。

※申請には実際に使用予定のイヌナキン・ゆるナキンのイラストを用いた具体的なデザイン案画像の添付が必要です。

※申請書は、別添（様式第1号）「イヌナキン」デザイン等無償使用申請書をダウンロードしてください。

【STEP 2】書類確認・デザイン監修（泉佐野市）

提出された申請書類及びデザイン案について、内容確認および監修を行い、イラストの可否を審査します。

審査機関の目安：2週間～1か月程度

【STEP 3】 審査結果の通知（泉佐野市）

審査結果に応じて、以下のいずれかの書類を交付します。

- ・（様式第4号）「イヌナキン」デザイン等使用許諾通知書
- ・（様式第4号）「イヌナキン」デザイン等使用不許諾通知書

【STEP 4】 許諾後の対応（利用者）

市況許諾通知書が届いた後は、以下の対応を行ってください。

1. 許諾書に記載されている許諾番号を製作物に表示する。
2. 完成後、泉佐野市へ完成品の写真（2点）またはサンプルを提出
 - ・全体が分かる写真
 - ・クレジット表記部分が分かる写真

上記対応完了後、イヌナキンのイラストを使用した製作物が利用可能となります。

4. 利用にあたっての注意事項

イラストの 利用許諾を受けたものには、泉佐野市の著作権表示と許諾番号を組み合わせた、以下のクレジット表記を原則として表示してください。

<表記例>

©ゆでたまご/泉佐野市

泉佐野市公式キャラクター

一生犬鳴イヌナキン#〇〇〇

5. 利用にあたっての注意事項

Q. 使用許諾を受けた後、使用期間を過ぎた場合や、追加で生産したい場合はどうすればよいですか？

A. 使用期間終了後も引き続きイラストを使用する場合や、当初の申請内容から変更して追加生産等を行う場合は、（様式第9号）「イヌナキン」デザイン等使用内容変更申請書の提出が必要となります。必ず事前に申請を行ってください。

Q. デザインを一部変更した場合も、変更申請は必要ですか。

A. イラストの配置変更、色・サイズの変更、使用方法の変更など、当初に許諾を受けた内容から変更が生じる場合は、内容の軽微・重大を問わず、（様式第9号）「イヌナキン」デザイン等使用内容変更申請書による申請が必要となります。必ず事前にご相談・申請を行ってください。

※記載内容は、制度改正等により変更となる場合があります。最新情報は泉佐野市公式ホームページをご確認ください。